

通達甲（生．総．企）第1号
平成14年3月11日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

生活安全警察用腕章の着装について

このたび、次のとおり生活安全警察用腕章の着装について定め、平成14年4月1日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

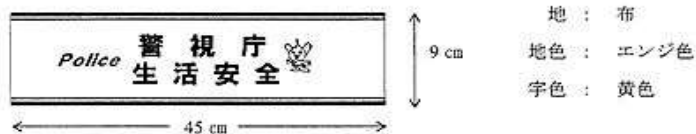
記

1 着装の目的

生活安全警察用腕章は、生活安全警察活動に際し、当該活動に従事する者が警察職員であることを明らかにするため、着装するものである。

2 生活安全警察用腕章の規格

生活安全警察用腕章の規格は、次のとおりとする。



【図内文字】

Police 警視庁 生活安全 9 cm 45 cm 地：布 地色：エンジ色 字色：黄色

3 着装の基準

生活安全警察用腕章は、防犯腕章着装要領（昭和46年4月21日通達甲（防．防．防1）第2号）に基づき防犯腕章を着装する場合を除き、私服警察職員が生活安全警察所管事件の捜査、少年補導その他の生活安全警察活動に従事する場合で、警察職員であることの識別が必要なときに着装させるものとする。ただし、所属長が捜査への支障その他の理由から着装することが適当でないとは判断したときは、この限りでない。

4 着装の位置

生活安全警察用腕章は、左腕上部に不体裁にわたらないように着装させるものとする

5 着装の調整

本署当番員腕章等他の腕章を同時に着装することとなる場合は、所属長の判断により適宜着装させるものとする。